

第2号議案

石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年石広水条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月4日提出

石巻地方広域水道企業団企業長 亀 山 紘

令和2年2月6日議決